様式第８号（第１７条関係）

送迎病児保育利用同意書

熊谷市長　宛
実施施設長　宛

以下の重要事項確認項目の内容を確認し、左欄の□にチェック（☑）を付けてください。

	重要事項確認項目
□	送迎病児保育は、内科的疾患（発熱・咳・下痢・嘔吐等）が対象となりますので、打撲や裂傷等の外傷性の損傷での利用はできません。
□	病児保育室の利用状況により、保育室が確保できない等の理由により送迎病児保育をお断りする場合があります。
□	子どもが啼泣（ていきゅう）の状態でも、病状を優先して送迎病児保育が実施されます。
□	入室前診察は、病児保育を実施する医療機関で行います。退室後、必要時には、かかりつけ医を受診してください。
□	診断により保護者の保護が必要とされた場合は、病児保育室でのお預かりが出来ませんので、直ちに迎えに来てください。
□	病状により、採血やエックス線検査、又は処置治療が必要とされた場合は、電話による実施の確認又は医療機関に来ていただく場合があります。
□	入院加療が必要とされた場合は、直ちに迎えに来てください。
□	病状が更に悪化し、再度医師の診察が必要と判断された場合、保護者にお迎えをお願いする場合があります。
□	緊急を要する場合は、保護者の了解を得ないままに医療機関に搬送し、受診治療措置を行う場合があります。
□	病児保育料・診察諸経費等については、病児保育室へのお迎えの際に精算ください。
□	送迎中に受傷や損害・障害が生じた場合の補償は、送迎車両の加入している保険が適用されます。
□	住民登録台帳等、利用者及び保護者の情報を、熊谷市を通じて調査することがあります。
□	病児保育室でのお子様の引き渡しは、身元が証明された方のみとなります。
□	熊谷市病児・病後児保育利用登録申請書等に記載された内容について、保育園等と情報を共有することがあります。

送迎病児保育は救急搬送の医療とは明確に異なること、また、面識のない大人に知らない場所へ連れて行かれることは、子どもの心身への負担が大きいことを十分に理解したうえで、上記の内容について同意いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　保護者名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿